

入札説明書

橿原考古学研究所中央監視装置（リモート装置）更新工事

令和6年5月

奈良県地域創造部
文化財課

入 札 説 明 書

入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この工事の入札に参加することができます。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条の規定による入札公告第2の表中「登録業種」に対応する建設工事（以下「登録業種工事」といいます。）の一般建設業の許可又は、第15条の規定による登録業種工事の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。
- (8) 入札公告第2の4の「この工事の入札に係る設計業務の受託者」が示されている場合は、次のア又はイに該当しないこと。
 - ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
 - イ 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者
- (9) 平成30年6月7日以降に、県土マネジメント部、食農部、環境森林部（森林環境課及び県産材利用推進課に限る。以下同じ。）又は水道局が入札公告を行った工事において、調査基準価格を下回る価格をもって単体の建設業者又は特定建設工事共同企業体の構成員として工事を契約し、かつ、過去2か年度の間（調査基準価格を下回る価格をもって契約した工事の発注年度を含みません。）の工事成績評定点の平均値（「奈良県県土マネジメント部低入

札価格調査制度に係る取扱要領」別紙1 (<https://www.pref.nara.jp/32248.htm>) に定める対象工事における県土マネジメント部の平均値、食農部、環境森林部の平均値及び水道局の平均値を比較し最も低いものを採用します。) が75点未満の場合は、その工事が完成し、かつ、引渡し完了していること。ただし、当該者又は当該構成員に対象となる工事実績がない場合は、75点以上とみなします。

2 入札の手続き

(1) 現場確認申込書の作成・提出

現場確認への参加を希望する者は、現場確認申込書を下記により提出しなければなりません。

ア 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。

イ 現場確認申込書は別記様式1により作成してください。

ウ 現場確認申込書については入札公告第3及び別記様式1に定めるところにより提出してください。

エ 現場確認申込書の提出がない場合は、現場確認を行うことはできません。なお、現場確認参加者は1者につき2名までとします。

オ 現場確認に参加しなくても(2)に定めるところにより競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加申込書受理書の交付を受ければ、この工事の入札に参加することができます。

(2) 競争入札参加申込書の作成・提出

この入札への参加を希望する者は、競争入札参加申込書を下記により提出し、競争入札参加申込書受理書の交付を受けなければなりません。

ア 作成及び提出に係る費用については申請者負担とします。

イ 競争入札参加申込書は別記様式2により作成してください。

ウ 競争入札参加申込書については入札公告第3に定めるところにより1部提出してください。

(3) 入札書等の提出について

ア 入札書及び工事費内訳書(様式2) (以下「入札書等」といいます。) は、書留郵便により提出してください。

イ 一度提出された入札書等を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

ウ 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

エ 競争入札参加申込書を提出した後、入札を希望しない場合には、入札辞退届を提出して入札を辞退することができます。

なお、入札書受付締切日時までに入札書等の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退したものとみなします。

オ 入札書等は二重封筒とし、表封筒に『橿原考古学研究所中央監視装置(リモート装置)更新工事 入札書在中』と朱書きのうえ企業名を明記し、中封筒(直接投函する場合と同様に封印・封緘等の処理をしたもの)には入札書等を入れ、奈良県地域創造文化財課長あての親展とし、入札公告第3に定める期限までに到着するように発送してください。

(4) 工事費内訳書に関する事項

ア 工事費内訳書は、レベル1の工事区分、レベル2の工種、レベル3の種別ごとに金額を

明示し、「所在地」、「商号又は名称」、「工事名」及び「工事場所」を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付漏れの場合は失格となります。

イ 工事費内訳書は、契約書上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記（ア）～（オ）の場合の入札は失格となりますので、間違いのないように作成してください。

（ア）工事費内訳書を提出しない場合

（イ）入札書に記載された入札金額と工事費内訳書の「工事価格」欄に記載された額とが異なっている場合

（ウ）工事費内訳書の各計及び合計が正しくない場合

（エ）工事費内訳書において設計図書に示された各項目の額を記載していない場合

（オ）その他記載内容に不備がある場合

ウ この工事の入札において使用する「工事費内訳書」の様式を作成しています。工事費内訳書は、必ずこの様式を使用のうえ、上記に留意して作成してください。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

（1）入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

（2）競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）又は施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札

（3）奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札

（4）競争入札参加申込書受理書の交付を受けた者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

4 落札者の決定方法

（1）開札は、入札書等を郵送してきた入札者又はその代理人を立会者として行うものとします。なお、代理人が立ち会う場合は、委任状を提出してください。ただし、入札書を郵送してきた入札者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ちかわせてこれを行います。

（2）予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行う順位（契約優先順位）を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。「くじ」の対象となった入札者には、入札執行者より対象となった旨連絡します。代理人が立ち会う場合は、委任状を提出してください。

なお、「くじ」の当日、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員が代理で「くじ」を引くこととします。

（3）開札後、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行ったうえで落札者を決定します。

また、最低の価格をもって有効な入札を行った者であっても、競争入札参加資格の確認又は施工体制確認調査の結果によっては、落札者とならない場合があります。この場合、落札

候補者の次順位者に対し競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行い、落札者が決定するまで順次調査を実施します。

5 競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査の実施

開札後、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認を行うとともに、施工体制確認調査を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合又は適正な施工の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

開札後、落札候補者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等及び施工体制確認調査書類（様式2を除きます。）を提出してください。提出書類に基づき必要に応じて聞き取り調査を実施します。聞き取り調査に応じない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等

ア 競争入札参加資格確認申請書（別記様式3）

イ 経営事項審査結果等を示す書面（別記様式4）

* 経営事項審査の結果における総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの）の写しを添付してください。

ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴報告書（別記様式5）

* 技術者の資格を証する書面（の写し）及び3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。監理技術者を置くことが必要な場合は、競争入札参加資格確認申請書の提出日において有効期限内である監理技術者資格者証の写し（表面及び監理技術者講習修了履歴の記載がある裏面）を添付してください。

エ 現場代理人報告書（別記様式6）

* 3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

(2) 施工体制確認調査書類

ア 施工体制確認調査報告書 様式1

イ 工事費内訳書（レベル3まで） 様式2 **※入札時に提出（入札参加者全て）**

ウ 工程計画 様式3

* なお、様式2については、2（4）に十分留意のうえ作成し、入札公告第3に示す「入札書及び入札金額の内訳書の提出」期限までに、書留郵便により提出してください。

* 各様式の記載要領を十分確認してください。記載内容が記載要領に沿わない場合は失格となることがあります。また、記載内容を証明するための添付資料を必要に応じて添付してください。

* 書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認のうえ、提出してください。

* 下記の場合も適正な施工の確保がなされないおそれがあると判定され失格となります。

(ア) 施工体制確認調査に協力しない場合

(イ) 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合

(ウ) 入札価格の積算内訳及び工程計画が設計仕様等に適合しない場合

(エ) 工事費内訳書に記載されている工事価格が入札額に適合しない場合

(オ) 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合

(カ) 上記のほか、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。

* 期限までに提出されない場合は失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

* 次順位以降の者が落札候補者となった場合、競争入札参加資格確認申請書等及び施工体制確認調査書類（様式2を除きます。）の提出期限は、別途指示します。

(5) 提出方法 持参により提出してください。

(6) 提出書類の作成等

ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。

6 契約の不締結

契約締結までの間に、落札（候補）者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

7 技術者の配置

落札者は、5（1）ウに定める資料に記載した配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限りです。

8 現場代理人の配置

落札者は、5（1）エに定める資料に記載した現場代理人をこの工事の現場に配置するものとします。

9 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。

10 関連情報を入手するための照会窓口

〒630-8501

奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県地域創造部文化財課

電話 0742-27-9864

別表1 配置予定技術者の資格要件

工事業種	配置技術者の資格（いずれかに該当すること）
電気工事	<p>①電気工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後3年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めたもの</p> <p>②電気工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規程第3条に規定する高度専門士を称するもの</p> <p>③電気工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めたもの</p> <p>④電気工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で電気工学又は電気通信工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で電気工学又は電気通信工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑤電気工事に関し10年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑥建設業法による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>⑦技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>⑧電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第1種電気工事士免状の交付を受けた者又は第2種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑨電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑩建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑪建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p>

- | |
|--|
| <p>⑫ 社団法人日本計装工業会が行う平成17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑬ 国土交通大臣が①～⑫までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者</p> |
|--|

(別記様式1)

現場確認申込書

令和 年 月 日

奈良県地域創造部
文化財課長 殿

商号又は名称

(連絡先) 住 所
担当部署
氏 名
電話番号
FAX 番号
E-mail

下記工事に係る現場確認を希望するので申し込みます。

・工事名：橿原考古学研究所中央監視装置（リモート装置）更新工事

【説明会参加者】

担当部署：	氏名：
担当部署：	氏名：

※現場確認参加者は1者につき2名までとします。

※現場確認を希望する場合は、令和6年5月14日（火）正午までに本様式を提出し、必ず下記へ電話にて連絡してください。

<提出先>

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県地域創造部文化財課
電 話 0742-27-9864
FAX 0742-27-5386
E-mail bunkaz@office.pref.nara.lg.jp

(別記様式2)

競争入札参加申込書

令和6年5月 日

奈良県地域創造部
文化財課長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名
電 話 番 号
F A X 番 号

印

令和6年5月7日付けで公告のありました下記工事に係る競争入札について、入札への参加を申し込みます。

・工事名：橿原考古学研究所中央監視装置（リモート装置）更新工事

・建設業の許可の状況（この工事に関するもののみ記入してください。）

許 可 番 号	許 可 年 月 日	許可を受けた建設工事の種類
		電気工事業

・奈良県建設工事等競争入札参加資格（この工事に関するもののみ記入してください。）

資格業種	電気設備
------	------

(別記様式3)

競争入札参加資格確認申請書

令和6年5月 日

奈良県知事 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 印

連絡先電話番号 _____

連絡先ファクス番号 _____

令和6年5月7日付けで公告のありました橿原考古学研究所中央監視装置（リモート装置）更新工事に係る競争入札に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約するとともに、契約締結後において、この申請書及び添付書類の記載内容に疑義が生じ、同書類では参加資格を有していることが確認できないと判明した場合には、契約を解除され、違約金の請求を受けても異議を申し立てません。

・建設業の許可の状況（この工事に関するもののみ記入すれば結構です。）

許 可 番 号	許 可 年 月 日	許可を受けた建設工事の種類

添付書類

1. 経営事項審査結果等を示す書面（別記様式4）
2. 配置予定技術者の資格・工事経歴報告書（別記様式5）
3. 現場代理人報告書（別記様式6）

(別記様式5)

配置予定技術者の資格・工事経歴報告書

氏名		
所属 (会社名・部署名)		
採用年月日	年 月 日	
法令による免許等	級電気工事施工管理技士 年取得 第 種電気工事士 年取得 第 種電気主任技術者 年取得 その他 () 年取得 監理技術者資格者証 年交付 [交付番号] 監理技術者講習修了証 年交付 [交付番号]	
工事経歴	工事名	
	発注者	
	施工場所	
	工期	年 月 日～ 年 月 日
	契約金額	円
	受注形態	
	工事概要	※工事種別「電気設備」に該当する内容の工事について記載してください。
	工事種別	電気設備工事
従事役職		

※受注形態は単体又は共同企業体の別を記載してください。

※一級電気工事施工管理技士等の資格を証する書面の写し（監理技術者資格者証で確認できる場合は、監理技術者資格者証の写しでも可とします。）及び3か月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。（健康保険被保険者証の写しを提出するにあたっては、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング（判読できないように）してください。）

監理技術者を置くことが必要な場合は、監理技術者資格者証の写し（表面及び監理技術者講習修了履歴の記載がある裏面）を添付してください。

また、実務経験を有することを証する場合は実務経験証明書を添付してください。

※工事概要についてはできる限り詳細に記入してください。

（完成・引渡の完了したもののうち、できるだけ最近の工事実績を記入してください。）

(別記様式6)

現場代理人報告書

氏名	
所属(会社名)	
採用年月日	年 月 日

※3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証の写し等)を添付してください。
(健康保険被保険者証の写しを提出するにあたっては、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング(判読できないように)してください。)